

## 余裕期間制度（発注者指定方式または任意着手方式）

### を活用した発注について

公社が発注する工事の一部を対象に、余裕期間制度（発注者指定方式または任意着手方式）を引き続き試行的に実施します。

#### 1 余裕期間制度の適用

余裕期間制度は、発注者指定方式または任意着手方式のどちらかを適用します。

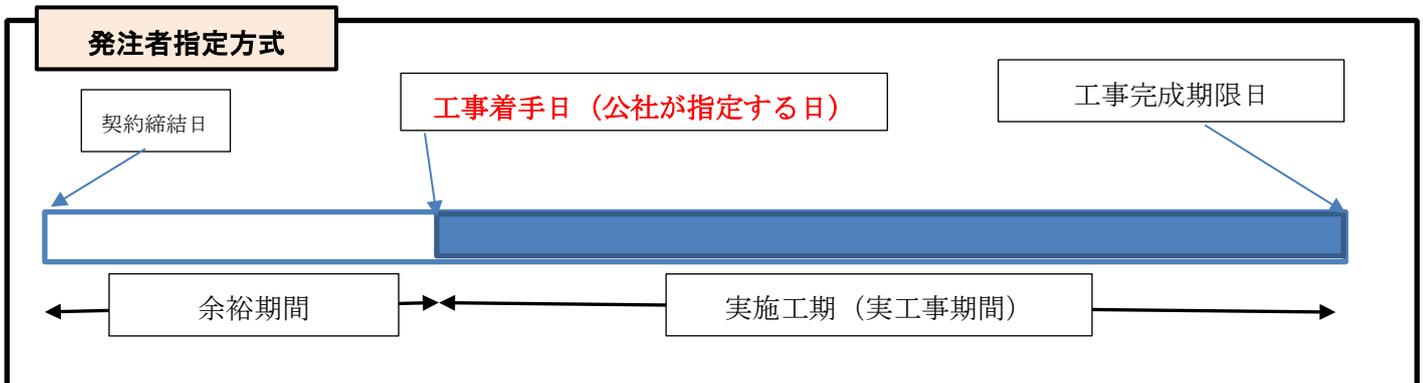
どちらの方式を適用するかについては、[調達公告に記載](#)します。

余裕期間とは、契約日から工事着手日の前日までを指し、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる期間のことです。

##### （1）余裕期間制度（発注者指定方式）による発注について

対象工事については、[工事着手日を発注者（公社）があらかじめ指定し、契約日までの期間を余裕期間とします。](#)

なお、なんらかの理由により、工事着手日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。



##### （2）余裕期間制度（任意着手方式）による発注について

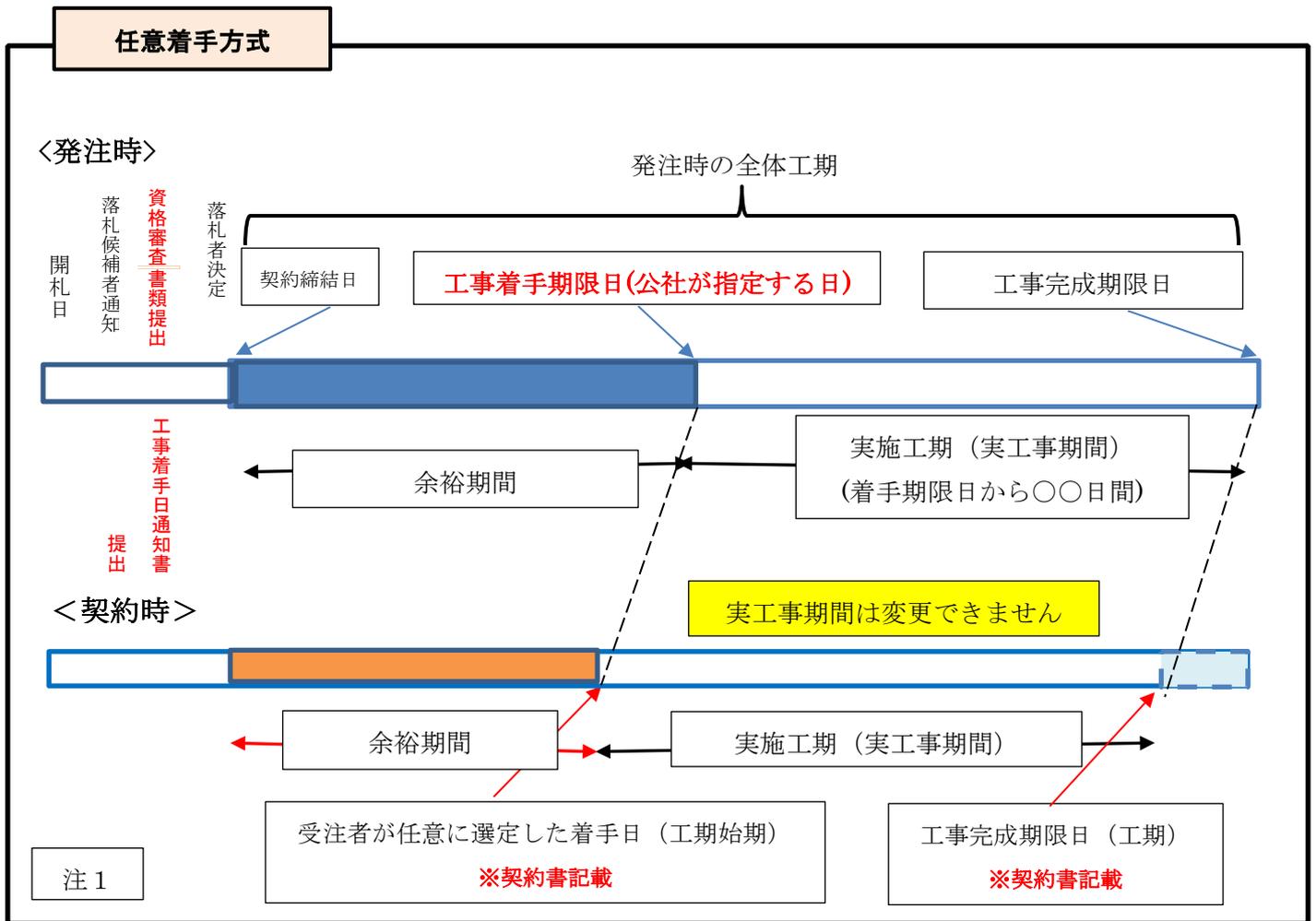
対象工事については、[工事着手期限日を発注者（公社）が指定し、契約日から工事着手期限日までの期間において、受注者が任意に工事着手日を選定できます。](#)（[「工事着手日通知書」提出](#)）

[「工事着手日通知書」は、資格確認書類（技術者届出書等）とともに提出します。](#)

（入札時より、あらかじめ工期の設定をお願いします）

なお、なんらかの理由により、工事着手期限日以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しないこととします。

※「工事着手日通知書」は公社ホームページ「様式ダウンロード」の[「入札・契約に関する様式」](#)よりダウンロードしてください。



(注1) 任意着手方式で、契約締結後において、工事始期(着手日)の変更の必要が生じた場合は、監督員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができる。

## 2 余裕期間における技術者配置について

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者の配置を要しません。

また、入札参加資格で求められる技術者等の配置要件は、工事着手日以降(発注者指定方式)または工事着手期限日以降(任意着手方式)に適用するものとして、開札後、落札候補者となった事業者について審査します。

入札を検討されている工事が技術者の専任配置を要し、かつ、配置予定の技術者が現在別工事に従事している場合は、当該工事が工事着手日の前日(発注者指定方式)または工事着手期限日の前日(任意着手方式)までに必ず完了することを確認してください。

## 3 現場代理人の常駐について

余裕期間内は、工事請負契約約款第11条に定める現場代理人の常駐を要しません。

なお、工事着手日以降は、現場代理人常駐義務の緩和措置を適用することができます。

## 4 配置予定技術者の変更について

該当工事の配置予定技術者が、現在従事中の工事が工期延期等により工事着手日の前日(発注者指定方式)または工事着手期限日の前日(任意着手方式)までに終了しないことが判明した場合、技術者の変更を認めます。

工期延期等が判明し次第速やかに、契約係に「配置技術者(変更)届出書」を提出して

ください。

なお、変更届出書は余裕期間中に提出してください。工事着手日以降に別工事に従事していることが判明した場合は、建設業法等に違反し契約を解除することがあるので、ご注意ください。

## 5 その他

### (1) 余裕期間における作業等について

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備、関係者との協議などを行うことができますが、現場への資材の搬入や仮設物の設置など工事着手と判断される準備等を禁止します。なお、余裕期間内に行う準備は原則として請負人の責により行うこととします。

### (2) 前払金の支払いについて

工事請負契約約款第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、工事着手日以降でなければ、前払金の支払いを請求することができません。

### (3) その他詳細事項について

その他の事項については、案件ごとに入札公告または特記仕様書により明示していますので、ご確認ください。

<問合せ先>

総務課 契約係

電話：045-641-3124